

# 労働組合の主婦組織と「内職問題」

—1960年代「総評主婦の会」の活動から—

山 田 和 代

はじめに

## I 主婦の会の構想

- 1 設置構想
- 2 結成準備会

## II 結成大会と「内職問題」—1960年代前半

- 1 結成大会
- 2 家計簿運動と「内職問題」の登場

## III 内職大会の開催—1960年代後半

- 1 内職と主婦の労働市場参入—概観
- 2 内職大会と主婦自身の「変容」—パートタイム労働との関連を含めて

むすび

## は じ め に

戦後日本の労働組合はGHQの労働政策のもとで労働権の法認によって再び活動を展開する。高度成長期には、産業政策や労働力需要にみられる急速な社会・経済構造の激変に応えながら、労働組合はその運動方針・賃金政策についての検討や組織構成の編成を重ね、対使用者・政府への「労働者の要求」を政策として確立してきた。

だが、こうした戦後の労働組合を今、ジェンダーという視角でみていけばどうなるであろうか。その運動、政策、組織の諸局面において、労働組合はこれまでそれ自身をジェンダー関係からほとんど分析されることがなかった。例えば、清水編（1982）、労働争議史研究会編（1991）、兵藤（1997）のような戦後労働運動史を詳細に論じる研究においてもジェンダー関係についての記述は欠如している。また労働運動にみる党派間闘争の研究<sup>(1)</sup>でも同様である。つまり代表的な先行研究では、労働組合という労働運動の担い手それ自身の内部に、いかなる形でジェンダー・バイアスが入り込んでいるのかということに対して無関心であったといえる。だとすれば、労働組合の組織構造や諸政策の中に、労働観や家族観をめぐってどのようなジェンダー関係が存在したかをみていくことは、これまでの労働組合について新たな性格を付与できるのではないだろうか。そしてまた、労組の組織機構や諸政策におけるジェンダー・バイアスを浮き彫りにできるのではないだろうか。

このことは戦後日本社会のジェンダー関係の縮図の一つとして労働組合を捉えることであり、また逆に、労働組合が戦後の経済構造にそのジェンダー関係を投影する役割を果してきたという側面を捉えることでもある。このような問題関心に基づく考察は、戦後日本の労働組合運動が女性労働者にとってどのような意義をもったのか、またジェンダー・ニュートラルな社会構造形成の役割を担えるのか否かという点での現代的省察と可能性を含めた検討に何らかの示唆をあたえると思われる。

以上、私の関心の全体像を提示した上で、ここではそれを考察するための一作業として、従来の労働組合研究では十分に分析されてこなかった労働組合に組織された女性組織に着目し、労働運動のなかで彼女たちがどのように組織化され、その運動の変遷がどのようなものであったのかを高度成長期の労働力編

---

(1) 戸塚・中西・兵藤・山本（1976）を参照されたい。

成との関わりで論じてみたい。

ここでの分析対象としては、日本労働組合総評議会（総評）に組織された「総評主婦の会」（以下、「主婦の会」という）の活動を取り上げる。総評には、これまであまり注目されてこなかったが、2つの女性組織が存在していた。その一つが、ここでの分析対象となる総評加盟の男性労働者の妻によって構成された「主婦の会」である<sup>(2)</sup>。主婦の会は1960年7月22日に発足し、総評の組織機構では外部組織であり、結成時には労働組合運動の「協力」組織として位置づけられた。以下では、まず主婦の会の結成の経緯を整理し、次いで会の活動を進める中で浮上してくる「内職問題」を手がかりに、その活動の変容を論じていく。とくにこのことは主婦の会結成当初の会のあり方と性格を異にする側面について言及することになる。なお、本稿の考察が単に女性組織の活動の紹介ではなく、総評内に設置されたにもかかわらず、これまで分析対象とされてこなかった女性組織の活動内容を労働組合の一構成主体として積極的に描きつつ、組合中央との微妙なズレの存在をみていきたい。

本稿の第一次資料としては、総評会館（東京都千代田区神田駿河台）に所蔵されている総評主婦の会の定期大会の討議記録、内職大会の討議記録を用いた<sup>(3)</sup>。

## I 主婦の会の構想

### 1 設置構想

労働組合はその構成員を「労働者」とするが、その運動はすべての組合において「労働者」のみで進められてきたわけではなかった。総評は、1950年代後半に労働組合運動における家族からの支援、とりわけ労働者の妻からの支援に

---

(2) もう一つは総評加盟の女性労働者により構成された「婦人対策部」である。山田(1999)参照されたい。

(3) 総評主婦の会関連の一次資料提供では、総評会館事務局および総評主婦の会関係者からのご協力を得た。なお一次資料の判読不可能な箇所はその字数を□印で表記した。

注目し、彼女たちの組織化を開始する。まず総評組織部は58年6月に「『総評主婦の会』の組織化促進について」<sup>(4)</sup>を作成し、その「はしがき」において、「総評は春斗総選挙斗争を振り返つて見ても、これ等組合の主婦の協力が如何に重要であるか今更の如く、痛感をしている所です。こゝに再び組織化に対する構想を提案し各地に於ける御批判と協力を御願するものです」<sup>(5)</sup>と記し、主婦の会の設置構想を打ち出した。そこでの「趣旨」は次のようなものである。

「すでに各単産組合は、勿論産業別組織の中にも、全国主婦の会を作り、全国的にその指導的方向を明らかにしつつ進展している現状である。これ等の主婦の会はその発展の経過に依り、企業別組織活動の範囲を克服、産業別へ、更には広く労働者の主婦としての社会運動を希求しつつある。

従つて労働者の主婦として、企業の枠から地域的に結合関係を求め、(すでに北海道では組織化されつつある)又産別に作られている主婦の会は全国的な主婦の共通の活動の場を求めている現状である。総評はかかる状況から「総評の運動を守り抜く」為にも又「家庭主婦のよりよい生活カンキョウ」を作る為にも、「総評主婦の会」の組織化を提案しその具体化を推進しようとするものです。」<sup>(6)</sup>

産業別に既に組織されていた主婦会の存在とその活躍が主婦の会設置への総評の関心を高めていた。実際、当時の労働情勢をみれば炭鉱産業の労働争議では男性労働者と同様に女性も活躍し、例えば各炭鉱で結成されていた主婦協は注目の的となっていた<sup>(7)</sup>。また、総評事務局長・高野実の指揮によって試みられた「家族ぐるみ闘争」という戦術も、こうした「主婦協」の活躍と関連する

(4) 同資料は、「趣旨」「目的」「行事」「総評主婦の会」を作る方針」「『総評主婦の会』の運営について」「『総評主婦の会』と各種婦人団体との関係について」「結成準備会が活動を展開する依然の必要な活動」という構成でその内容を記載する。

(5) 総評組織部「『総評主婦の会』の組織化促進について」(1958年6月13日)、1頁。

(6) 同上、1頁。

ものであったといえるだろう<sup>(8)</sup>。

組織部が主婦の会の組織化の「趣旨」を、「『総評の運動を守り抜く』為」と「『家庭主婦のよりよい生活カンキョウ』を作る為」と記したことは、設置の3つの「目的」に簡潔に反映された。その目的とは、「一、総評の運動を理解し、その労働運動が主婦の台所と直接関係のあることを明らかにし労働運動と密接な協力関係を作る運動を展開したい」「二、各家庭の生活カンキョウを明るく、ひいては働く家庭の主婦の解放と労働運動が密接なつながりのあることを明らかにし、その為に運動を展開したい」「三、民主主義を守り平和な世の中を作ることが子供の最大の幸福であることを知りこの為の運動を労働者の主婦の立場から展開したい」<sup>(9)</sup>というものである。会の設置は女性組織の活動が総評の運動を支えることだけではなく、そこに組織された主婦が労働運動にかかわることによって、彼女たちの解放につながると考えられていたことであった。このことは、主婦の解放が労働運動の主目的の一つである「労働者の解放」と不可分でないしは同列的に位置づけられていたといえよう。

では、総評主婦の会の組織の内実についてみていきたい<sup>(10)</sup>。

会の加入対象者は、「原則として総評傘下单産組合員の家庭の主婦を以つて組織」し、「この場合組合員である主婦も含む」とした。よってここで確認し

---

(7) 設置の歴史的背景については、1940年代末から50年代を中心とする当時の労働争議における女性組織の活躍が総評に主婦の会の発足を促す契機の一つとなっていたことからわかるように、労働組合での主婦の組織化は総評がはじめてではなかった。すでに1940年代には各地の炭鉱でいくつもの「主婦会」「主婦協」が誕生していた。その場合、「主婦」とは炭鉱で働く男性労働者の非雇用の妻のみを指すのではなく、炭鉱で働く既婚女性労働者や未婚の女性労働者を含むこともあった。「主婦」という名称ではあるがその組織構成員は「主婦」に限定されてはいなかった。また、同様の女性組織は1958年の北海道主婦協、59年の大分県主婦協、岡山県主婦協、富山県主婦会などの県単位でもみられた。歴史的には、59年から三池闘争の「炭労主婦協議会」（炭婦協）が記憶されていると思う（三池炭鉱労働組合十年史編纂委員会編（1956）、全国三井炭鉱労働組合連合会編（1954）、鎌田・鎌田（1993））。

(8) 高野（1977）、378-383頁。

(9) 総評組織部「『総評主婦の会』の組織化促進について」（1958年6月13日）、2頁。

(10) 同上、2-4頁。

ておくことは、総評加盟の女性労働者も加入の可能性があったことである。組織の仕方については、「単産」と「地方地域」の二本建てを検討していた。ここでの「単産」とは、各単産で既に組織されている「主婦の会」や「家族会」を「準備会」として位置づけ、この準備会が地域の主婦会や企業別段階の主婦の会の全国的な組織化を支援する役割を担う。その際の運営費は総評の負担とされた。他方、「地方地域」での組織化は、やや複線的であり、既存の組織が存在する場合であってもその組織が「未組織若しくは企業内の社宅単位等」である場合が多いと考えられていたことから、まず企業単位の主婦会や家族会については、それらを「小学校単位」に分け、地区毎の協議会組織をつくり、その指導機関を「地区労」として配置した。小学校単位によって組織化が困難な場合には、駅単位、「通勤者同盟」単位、「部落」単位等で区分された。ただし、地方地域において未組織の場合は、未組織地域を担当する「責任組合」がモデル地区を選定して、合同の主婦の会をつくるためのオルグの活動を開始することが考えられていた。単産と地方地域という二本建ての組織化が進められるのだが、この組織運営の方法の相関は、「主婦は家庭をはなれることが殆んど困難であり、従つて活動の主体も居住地区が中心となる」という理由から、「『総評主婦の会』は全国単位の立場と地域の主婦の会の立場とが同列かむしろ、地域に比重を重くおいて運営されなければならない」<sup>(11)</sup>とされた。よつて地域の要求を無視せずに、組織上の末端部に比較的重点をおく組織化が目指されていたことがわかる。

次に主な年次活動をみると、それは年1回200人～300人規模による「代表者会議」と、年2回ないし3回開催の「常任代表者会議」をもつ、「ゆるやかな協議体運営して活動を展開してゆきたい」と考えていた。財政運営については個人の会費制を採るが、1、2年の当面の間は総評からの「補助又は援助資

---

(11) 同上、3・4頁。

金」で運営することをやむを得ないとしており、組織化の初期の段階では労働組合中央による指導や運営財政の補助をうける可能性があった。

その他に、総評本部内に主婦の会設置構想の実現ために「準備会事務局」を設置し、そこに各単産の主婦会の組織状況と活動実態の把握、これらの状況・実態の情報提示、結成大会の準備、モデル地区の組織化とオルグ活動を任した。また、「行事」としてあげられる活動には、「地域で主婦間の交流と懇談会の開催」「主婦としての要求の組織的活動」「PTAや助け合い運動について共同の行動」「物資の購入や、映画物資割引について共同の行動」「講演会や講習会の計画」「労働運動に対する積極的な協力活動」「主婦新聞ニュースの発行」<sup>(12)</sup>「其他地域や全国で共通の問題について共同の行動」が提案された。

以上が58年における構想の概要であるが、翌59年11月の総評組織部の作成資料「総評主婦の会のすすめ方」になると、いくつかの点で具体化された箇所と相違の箇所がみられる。

例えば、具体化したものは、まず活動内容において11項目—「(1)主婦の会の全国大会年一度、(2)常任代表者会議年二～三回、(3)指導者研修会、(4)ニュース及び速報の発行、(5)パンフレットの発行（時事解説的なもの、主婦の会のつくり方手びき、賃金の話、ストライキの話、生活記録、闘争体験記、綴方集等）、(6)家計簿運動（家計簿をつけるなかで、賃金の低さを学びとるような方針の家計簿運動であること。）、(7)調査研究、(8)講師の斡旋、(9)闘争の相互支度、(10)国際交流（労働者家族の国際的連帯を強める。とくに中国の労働者家族との文通、

---

(12) 「主婦新聞ニュース」については、実際、新聞「総評主婦の会」として1959年7月10日に第1号が発行されている。主な記事内容には総評主婦の会や主婦会の活動報告・紹介、社会政治情勢、物価問題、母親運動が取り上げられ、時として総評幹部の見解などもあった。同新聞は一部4円（送料含）であったが実際には無料配布されていたようで、有料化は1965年2月の第45号からであったと思われる（新聞「総評主婦の会」第49号、1965年6月1日付。発行部数は1965年4月現在で、6つの県評（北海道、新潟、神奈川、静岡、愛知、愛媛）だけでも5,870部を数え、一部5円となった第103号は計26,500部へと増加した（新聞「総評婦人の会」第47号、1965年4月1日付）。

人事交流に重点をおく。), (11)その他地域や全国で共通の問題についての共同活動」<sup>(13)</sup>—が提示され、58年の「会議」や「行事」と比べて具体的かつ広範囲にわたった。つづいて「組織の仕方」についても、総評本部において「組織化のための企画、組織活動をしていく上に生ずる問題の調整」の役割を担うための「総評主婦の会対策委員会」が設置され<sup>(14)</sup>、この委員会が実質上組織化を主導していくことになった。委員には総評本部の組織部長、青年対策部長、婦人対策部長と、官公労、民間、中立労組の組織及びその婦人部長等が当たり、59年9月からはじまる「主婦の会対策委員会」を主催した。さらにオルグの配置も実現化し、全国オルグを総評本部に2名、地方オルグは東京、北海道、長野、愛知、大阪、兵庫、愛媛、山口、福岡の各県に計9名をおいた。この2種類のオルグはそれぞれ異なる役割をもっており、全国オルグのそれは、「既にできている主婦の会の強化発展に協力し、これらの組織の横の連絡をとつて全国的な協議体の結成を促し、併せて地方地域主婦会協議会の結成を推進するとともに、未組織分野の組織化にもつとめる」<sup>(15)</sup>ものとし、地方オルグは、「県協議会、地区協議会、学校区単位協議会の結成を促し、企業別主婦の会の産業別組織化の促進、未組織分野の組織化、隣接県下の主婦会との交流、隣接県下の協議会の結成を促進する」<sup>(16)</sup>というものであった。

一方、相違箇所は、主婦の会の「機構」における「全国単産主婦の会を基本原則」とするとの採用にみられた<sup>(17)</sup>。58年では原則的に全国単産と地域の二本建てであって、場合によっては地方地域の主婦の会により重点をおくことしていたが、ここではそれが逆転した。この重点の移動の理由は、推測の域をでないが、地方地域の組織化が単産レベルより遅れをとっていたと考えられる。

---

(13) 総評組織部「総評主婦の会のすすめ方」(1959年11月2日)、3・4頁。

(14) 同上、5頁。

(15) 同上、5頁。

(16) 同上、5頁。

(17) 同上、4頁。



それは、単産が既存の組織のもとで活動を展開できたことと対照的に、地方地域では未組織の組織化そのものが活動内容であったために、それが容易な作業ではなかったと思われるからである。

## 2 結成準備会

総評組織部と主婦の会の設置を目指す主婦らは、1959年末から1960年にかけて、先の設置構想をうけていくつかの会合をもうけた（資料1参照）。それらは、懇談会（1959年8月23日）、4度の対策委員会（1959年9月19日、同年12月3日、1960年3月9日、同年3月23日）、準備会（1960年4月19日）、2度の準備委員会（同年5月28日、同年7月16日）である。

60年7月22日の主婦の会結成大会までの諸会合の討議内容をみると、まず早期のものとしてあげられる59年8月23日（於・総評会館）に開催の「全国家族組合代表者懇談会」では、同月22日～24日に開かれた第5回母親大会に参加した母親を中心に、総評主婦の会準備会の主催のもとで、全国から135名が集結した<sup>(18)</sup>。その主催主旨は必ずしも明記されていないが、総評主婦の会の結成にむけた各主婦会・家族会の実情を報告する「初顔合わせ」であった<sup>(19)</sup>。

---

(18) 出席者内訳は、総評主婦の会（3人）、炭婦協（37人）、全日通札幌分会家族会（1人）、合化労連宇部窒素主婦の会（2人）、自治労主婦会（46人）、全通家族組合（12人）、国鉄家族組合（18人）、私鉄総連東武鉄道家族連合会（2人）、全鉱主婦協（3人）、鉄鋼労連主婦会（5人）、紙パ労連主婦会（4人）である。

(19) 「主婦の会資料 全国家族組合代表者懇談会」、1頁。この懇談会では、総評婦人対策部部長が司会を務め、「昨年（1958年—引用者）の総評大会で主婦活動を推進することが決まりました。これは、日本の労働運動にとって、家族の力が無視できないものだということがわかったからです。総評も今年（1959年—引用者）の一月から専従者を一人配置して、主婦会の組織化にかかりましたが、なかなかむつかしい仕事だということが、その後の経験の結論です」と切り出している（同資料、1頁）。なお、主婦の会の組織化が正式に決定されたのは総評第11回臨時大会（1958年10月）で、その具体化は第12回定期大会（1959年8月）である（総評組織部「総評主婦の会全国協議会第一回準備会資料」（1960年4月11日）、8頁）。ただし、総評第10回定期大会（1958年7月）のサブスローガンの一つには「主婦の会、労農会議を組織し、農、商市民と提携しよう」とあることから、この時すでに主婦の会に関心が向けられていたことがわかる（『総評四十年史』編纂委員会編（1993）、437頁）。

## 資料1 総評婦人対策部と婦人の会の活動（1950年～1970年）

年	総評主婦の会	備考
1950		7.11 総評結成 9. 女性労働者による「婦人懇談会」
1951		3. 総評第2回大会 6. ILO第100号を採択
1952		10. 「婦人協議会」発足
1954		3. 「婦人月間」設定, 婦人月間中央大会
1955		春闘開始, 日本生産性本部設置
1956		4. 第1回はたらく婦人の中央集会開催
1957		
1958. 6. 13	総評組織部冊子「総評主婦の会」の組織化促進について」発行	6. 総評婦人対策部 ILO第100号条約批准運動決議 7. 総評に女性常任幹事の誕生 8. 「婦人対策部」発足
1959. 7. 10 . 8. 23 . 9. 19 . 12. 3	新聞「総評主婦の会」発行 全国家族組合代表者懇談会 第1回主婦の会対策委員会 第2回主婦の会対策委員会	4. 最低賃金法公布 8. ヘップサンダル中毒事件（東京） 11. 臨時家内労働調査会発足
1960. 3. 9 . 3. 23 . 4. 19 . 5. 28 . 7. 16 . 7. 22	第3回主婦の会対策委員会 第4回主婦の会対策委員会 総評主婦の会全国協議会第1会準備会 総評主婦の会第1回準備委員会 総評主婦の会第2回準備委員会 総評主婦の会結成, 結成大会（第1回大会）	9. 臨時家内労働調査会・中間報告発表
1961. 6. 12 . 7. 12 . 7. 31~ . 11. 22	「家計簿打合せ会」開催 「主婦家計簿」発行 第2回定期大会 家計簿のつけ方講習会	
1962. 3 . 8. 2~ . 11	「家計簿記帳」開始 第3回定期大会 「家計簿記帳」（1道13県, 5地帯）	
1963. 3 . 7. 18~	「家計簿記帳」（滋賀・富山） 第4回定期大会	
1964. 7. 30~	第5回定期大会	

1965.1.12 .1.19 .1.13 .2.17 .7.7~	第1回内職大会実行委員会発足 第2回内職大会実行委員会 第3回内職大会実行委員会 第1回内職大会開催 第6回定期大会	3. 65春闘でILO条約100号批准運動の署名活 9. 第8回全国婦人代表者会議 労働省交渉「ILO100号条約の批准要求と署名」提出 12. 臨時家内労働調査会「わが国内労働の現状に関する報告」提出
1966.2.28 .7.7	第2回内職大会 第7回定期大会	7. 臨時家内労働調査会編「家内労働の現状」刊行 10. 家内労働審議会発足
1967.3.9-10 .7.8~	第3回内職大会 第8回定期大会	7. ILO条約100号批准(1968年8月24日発効)
1968.2.17-18 .7.17~	第4回内職大会 第9回定期大会	世界人権宣言20周年
1969.2.14-15 .7.7~	第5回内職大会 第10回定期大会	
1970.2.14-15 .7.17~	第6回内職大会 第11回定期大会	5. 家内労働法公布

(出典) 総評主婦の会全国協議会編(1989)参照。

会の結成については、「主婦会のお母さんたちが自分の属している組合の企業の枠をのりこえて、同じように働く労働者の妻という階級的な連帯で結び合いたいという願いの現れにほかならないからだ。この芽は大切に育てねばならない」<sup>(20)</sup>という発言がなされ、「妻という階級的な連帯」が掲げられたことは注目される。このような発言は他にも、主婦の会の「目的」の中で「労働者階級に属する労働者の妻として」<sup>(21)</sup>というフレーズにも現れており、少なくとも初期の運動ではこの点を強調しながら進められていたということと関わっており、この時期の主婦の会の主たる性格として指摘できよう。

一方、結成を求める声とは対照的な意見もあった。全連家族組合に加盟するある出席者は、「炭婦協さんのように居住がかたまつていず、分散しているので組織をつくるのがむづかしい。(中略—引用者) 私の方では家族組合が、行動するということまでいつてません。親組合が熱心でない。家族の方で呼びかけてもお父さんたちが、『そんなものになくてもいゝ』というのです」<sup>(22)</sup>と発言する。その他にも、同時期の新聞「総評主婦の会」では、この第1回対策委員会について、「このこと(「主婦会の全国組織」—引用者)がほんとうに実現されるためには、県評も労組も、各地の主婦会もいまから本気でつくまねば、画にかいた餅に終ることでしょう」<sup>(23)</sup>と結んでいる。このように単産レベルで組織されつつも、組織化に対してその上部組合の姿勢や夫の理解が必ずしも積極的なものばかりではなく、消極的ないし否定的なところも存在していた。

ただしこのことを加味すれば、組織化を主導する先の対策委員会が会合を重ねることの重要性を指摘することもできるわけである。先の対策委員会の第1

(20) 同上, 2頁。

(21) 総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日), 30頁。

(22) 「主婦の会資料 全国家族組合代表者懇談会」, 3・4頁。

(23) 新聞「総評主婦の会」第3号, 1959年9月10日付。

回会合（1959年9月19日）では、既成の主婦会を組織強化しながら全国組織の結成に取り組むことや、東京、北海道、長野、愛知、大阪、愛媛、山口、福岡の8県に「地方オルグ」各1名と中央に「全国オルグ」2名の配置が決議され、新年度の活動目標や組織化の実現が話し合われた。つづいて60年4月19日には、「総評主婦の会全国協議会第1回準備会」（於・衆院会館）が開催され、26都道府県と10単産及び総評婦人対策部長、主婦会オルグ、社会党婦人部、共産党婦人部等の計76名によって会の発足について討議された。このときの発言の一つにも全国組織が時期尚早であることというものもあったが<sup>(24)</sup>、主婦の会結成大会の開催と60年7月に予定されている総評大会の前と、これにむけた「総評主婦の会全国協議会準備委員会」<sup>(25)</sup>の設置と「確認決定事項」を掲げるまでに至った。

では改めて、主婦の会の位置づけについてここでみると、60年4月の第1回準備会では総評本部の主婦会オルグによって記された「主婦の会の構想」が配布され、その中で会の位置づけを次のように示す。

「日本の労働運動に主婦の参加が必要なのは何故であろうか。それは、主婦にも労働運動を理解して手伝ってもらうためだというような簡単な理由からであろうか。それもあるが日本の労働者の賃金は外国の労働者の賃金に比べて減法に低い、この低賃金構造が厚い壁になっている。これを打ち破るためにはどうしても家族を含めて闘わねばならないほど大きな力を必要としているのである。

---

(24) 同上、日付不明。ただし資料保存順序から判断すれば第6号と思われる。

(25) 「準備委員会」は、単産主婦会から国鉄、日通、全鉱、自治労、炭労の5名、地域主婦会の長野県評主婦協議会の2名、主婦会オルグでは総評中央、東京支部の代表者の3名、その他に総評主婦の会対策委員会の14名による計24人によって構成され、後日、第1回準備委員会（1960年5月28日）や第2回準備委員会（同年7月16日）を設けた。またここでの「総評主婦の会対策委員会」は、総評本部からは組織部長、青年部長、婦人対策部長が、各単産からは国鉄、日教組、合化、日通、全林野、電機労連の組織部長が、そして全通、電通、国鉄、日通、全鉱の婦人部長が参加し、計14名で構成された。

低賃金からくるいろいろな生活の苦しみは、誰よりも一番よく主婦が知っている。これまでの大きな労働争議がたびたび主婦の支えを必要としたのも当然なことであった。

総評主婦の会は労働者階級の主婦を総評の場で組織し、労働階級の妻としての自覚を促し、台所と労働運動が不可分であることを理解してもらつて、主婦は組合運動を、組合は主婦の人間としての解放の要求にこたえ、共に手を携えて民主主義と平和の実現のために進むことを、大きな目標としている。この目標への到達に必要な活動を主婦の具体的な生活の要求と結びつけて、全国的な規模で行動するのが総評主婦の会の仕事である。」<sup>(26)</sup> (下線-引用者)

この引用からわかることは、前述した58年の『『総評主婦の会』の組織化促進について』で描かれていた主婦の会が組合への「協力」を提供する組織という抽象的な位置づけから少なからず脱し、労働者の低賃金構造を打破のために、その活動の目的が新たに明記されたことである。すなわち、これまでの「労働者階級の妻として」の「自覚」は、ここにきて低賃金構造によってもらわされる「生活の苦しみ」を最も知る主婦がこの構造打破の運動の担い手の一部をとることを意味した。もちろんこの引用の下線部分からは、語句のかかり方の不明箇所があるものの、主婦としての自覚を重要視し、労働組合運動と連繫することによって主婦の「人間としての解放」が導かれると考えられ、同時に夫の階級によって妻の階級が決定されているということも意味した。この点は構想の初期の段階でみられた、組織部の意向と共通する。

他方、そうした主婦の位置づけについて別な視角もみられる。例えば、「主婦会はこれまで労組の闘争を支援する予備軍のように補助的に考えられてきた。しかし、動攻撃がだんだんと熾烈になつてきた今日、主婦会を補助的なものと

---

(26) 総評組織部「総評主婦の会全国協議会第一回準備会資料」(1960年4月11日)、8・9頁。

して、必要な時だけ利用するというような考えが許されているのだろうか」という意見や、「労働者の家族の組織である主婦会は、これまで労働運動を理解し支援することに重点をおかれてきたように思われるが今後は主婦会が一つの婦人団体として、もつと広く社会的にも活動し、政治にも発言する側面が強調されねばならないのではないだろうか」<sup>(27)</sup>という発言である。これまでいわれてきた「補助的」役割や「利用される」組織ではなく、より積極的な「主婦の会の「自主性」を提示していた<sup>(28)</sup>。

60年に入ってからの準備状況についても、同じ準備会の討議から知ることができる。例えば、日通婦人部長は、「日通の家族会は会社の合理化に対して結成しました。組織部がありますが実際は男子は中央で手をかけていません。女性の解放という観点から、働く婦人もお母さんも女性共通の問題、家庭封建と民主化することなどいくらかでも共通の問題があります。主婦の家族会を婦人部が手がけて七割位出来ています」<sup>(29)</sup>と述べ、単産中央が直接に組織化に関与するのではなく、むしろ婦人部の協力によって進められているところもあったことがわかる。また「女性の解放という観点から」、「女性共通の問題」を捉えようとしていたこと、さらには同婦人部がオルグを送ることによって主婦会の組織化に協力していた事実があり<sup>(30)</sup>、このことからすると主婦の組織化は女性労働者の組織である総評婦人対策部と無関係に進行していたわけではなかったと知ることができる。

1958年から開始された主婦の会の設置構想は、対策委員会や準備会を重ねて1960年7月22日に実現に至る。

---

(27) 同上, 14頁。

(28) 同上, 14頁。

(29) 日本労働組合総評議会組織部「総評主婦の会全国協議会第一回準備会議事録」(1960年4月19日), 9頁。

(30) 同上, 10頁。

## II 結成大会と「内職問題」－1960年代前半

### 1 結成大会

1960年7月22日、23日の2日間にわたり開かれた総評主婦の会結成大会は<sup>(31)</sup>、当日総勢131名が出席し<sup>(32)</sup>、当時の総評議長・太田薫氏も同席した。総会員数は40万名<sup>(33)</sup>を数えた。大会では、「大会宣言」「一九六〇年度活動方針」「総評主婦の会全国協議会規約」が採択され、主婦の会初代会長には国労所属の主婦が就任した。その後の会長は、64年まで国労家族会から、65年・66年は動労、67年～71年まで東京地区、72年・73年は関西地区、74年は九州地区(代行)、75年～77年は動労、78年は東北地区(代行)、79年～89年は全通から出ている。よって主婦の会の30年間の活動で、その3分の2以上の期間にわたり会長の役職には大規模の単産によって占められていたことになる。

主婦の会の構成員は、「総評主婦の会全国協議会規約」<sup>(34)</sup>の第5条にて、「この会は、総評傘下の労働組合員の主婦・家族・組合員である主婦による主婦会によつて構成される県主婦協議会又は単産主婦協議会（又は家族連合会）

(31) 総評主婦の会の結成大会日は、同大会の「議事録」では7月21日、22日、同じく「議事録内容」では7月22日、23日、「議案書」では1960年7月22日、23日、総評主婦の会編(1989)では7月23日、日本労働組合総評議会婦人対策部編(1976)の後付年表では7月22日というように異なっている。そのため本稿では、結成大会日を「議事録内容」「議案書」にもとづき「7月22日、23日」とした。

(32) 総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日)、51-54頁。

(33) 日本労働組合総評議会婦人対策部編(1976)、121頁。

(34) 「総評主婦の会全国協議会規約」の作成には、総評主婦の会結成以前に組織された主婦会・家族会の規約を参考にしていたといえる。その理由は、日本労働組合総評議会組織部が「主婦の会資料」として各主婦会の規約や活動方針を集録した「主婦の会資料各主婦会規約・活動方針集」(1960年3月7日)を作成していたことによる。そこには、北海道主婦会連絡協議会、国鉄労働組合東京地方本部家族会連合会、全鉱主婦協議会、大夕張主婦会、全日通上田分会家族会の各規約と各活動方針が、および日本炭鉱主婦協議会の活動方針が掲載されている。この「規約」は、総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日)に所収。



によつて組織します」<sup>(35)</sup>と記された。よつて、主婦をはじめとして主婦の地位にある女性労働組合員も、この規定からすると参加が可能であつた。だが、実際、総評婦人対策部長の発言では「主婦を中心にしたい。主婦によつて構成するが、場合によつては（組織労働者の婦人を一引用者）入れてもよい、ということにしたい」<sup>(36)</sup>とあり、原則的に主婦中心の組織であつたと考えてよいであろう。組織状況を見ると、1961年の資料<sup>(37)</sup>であるが、単産別では炭労の80,000人が最も多く、次いで国鉄48,000人、日通38,000人、動力車25,000人、全鉱23,000人、自治労22,000人と続き、計299,000人を数えた。県協議会別では具体的な数値はわからないが、その設置状況は、総評主婦の会結成以前の59年に北海道、群馬、富山、長野、滋賀、岡山、大分が、60年には青森、岩手、宮城、東京、愛知、兵庫、香山、愛媛、熊本、福岡、61年に大阪、新潟、広島、山口、岐阜、三重、栃木、鹿児島、秋田、佐賀、62年に宮崎、徳島、静岡で設置されている。

大会では主婦の会の「日常活動」として、物資の共同購入<sup>(38)</sup>、特約店の設定、料理、編み物などの講習、家族計画、生活改善、社宅改善、リクリエーション、講演会、学習会を掲げ、組合支援活動には家計簿運動、「春闘・夏期年末手当の要求応援」、選挙応援が、その他に機関紙活動があがっていた。これらの活動をめぐつては、(1)自主性について、(2)主婦会はお茶のみ会か、(3)非組

---

(35) 「総評主婦の会全国協議会規約」。

(36) 総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日)、6頁。

(37) 総評主婦の会全国協議会「第2回定期大会議事録」、38頁

(38) 結成大会では、当時の総評組織部長は「主婦の会の組織は労組の運動のいびつな所を補うものとして、平行的に考えねばならぬ。つまり労働者の生産と消費の両面を同じように真剣にとりくむことが必要で、これまでのように消費面の生活には労組がノータッチであつた事を改める必要がある」(総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日、4頁)と述べ、消費問題への取組みを主婦の会の役割として期待していた。

合員の奥さんの問題、(4)第二組合の奥さんの問題、(5)町の婦人会との関係、(6)扶け合いはどうだったか、(7)婦人運動としてのとりくみは十分だったか、という「反省」事項が検討課題として取り上げられた<sup>(39)</sup>。例えば、(1)の「自主性」とは、「主婦会は、労組と協力関係にありますが、やはり独立した婦人団体です。ですから、できるだけ早く経済的にも、その他の点でも独立して、ひとり歩きできるようにしたいものです」<sup>(40)</sup>という意見から、また会費を徴収し活動している会が比較的僅少であったことから、「行動面」と「財政面」の「自立」を意味し、労働組合からの「独立」を望むあったと考えられる。

また主婦の会の組織構造でも整いがみられる。それは所属労組の理解・協力を促進し、かつ単位主婦会内の問題処理を担う「単位主婦会」、県下労働組合の理解・協力を促進し、単位婦人会では困難を伴う活動（例えば、講演会開催、中央への代表者派遣、県政への働きかけ）を担う「県協議会」、そして全国主婦会の活動指針の提示と代表者会議の開催・指導者養成・教宣活動・政府交渉などを担う「全国協議会」が置かれたことである<sup>(41)</sup>。この3つの組織構成を通じて、産業別にも「全国的なつながりを密に」していくことで活動を強化し、また「未組織の組織化」を目指した。実際の「活動のすすめ方」<sup>(42)</sup>では、「生

---

(39) 総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日)、25-29頁。

(40) 同上、26頁。

(41) 同上、32・33頁。この三部構成のそれぞれの役割は、「全国協議会」は居住地区中心の主婦会の組織化を重視し、中央単産に協力を要請、オルグ派遣（各県へ）とオルグ会議、中央又はブロック会議の開催、生活学校の開催、講師の斡旋、教宣活動（主婦会ニュースの発行など）、旅行会の実施であった。次いで「県協議会」は交流の活発化（同一産業、異種産業、隣接県の主婦会との交流）、居住地区主婦会づくり、生活学校的な講習会の開催、教宣活動（協議会ニュースの発行など）、県表の理解、協議会の財政の確保であった。さらに「単位主婦会」は主に同一県、同一産業での組織化（企業間）、同一産業の未組織の組織化を推進、中央ブロックでの連合会の形成、居住単位で散在している所を組織化、居住地区中心の組織化などであった（総評主婦の会全国協議会「第2回定期大会議事録」、53-57頁）。

(42) 同上、32-34頁。

活の向上をめざす」闘いが掲げられ、その具体的内容として、「(1)人間としての生活に必要な妥当な収入をうること」「(2)えた収入を消費する面でも資本家の不当な搾取を排除すること」「(3)生活内容の向上に努めることです」という項目をあげた。この各項目についてはさらに対応策が言及され、(1)については、「夫の収入の家計に占める割合が戦前99.8%、最近は86%」という数値を示しながら、夫の家計収入比率の減少を指摘した。そして、「労働者の主婦はますます内職で稼がねばならない」状況が存在するため、これに対しては「夫の収入を高める」ために賃金に関する知識の修得、失業者数の減少や日雇・臨時などの低賃金労働者の賃金水準の向上、さらに主婦の会の交流を活発化し、夫の賃金について対話を求めた。次いで(2)では、物価値下げ運動や生活協同組合運動への参加を、(3)では、「生活改善、生活の共同化、簡素化」や家計簿の記帳を掲げた。これら、「生活の向上をめざす」ための諸点が列挙されたことは、以下で考察する内職問題の浮上を必然化させるものとして注目できた。

さて、総評主婦の会が発足したことで、総評には、婦人対策部（1951年発足の婦人協議会が58年に改称・発足）とともに女性構成員からなる組織が2つ存在することになった。この両者の関係はどのようなものであったのだろうか。結成大会では、この点について第1日目から意見が出ている<sup>(43)</sup>。全鉱主婦協の参加者は、「主婦と婦人組合員とはちがいます。組合の婦人は若くて会合にも馴れているし、職場をよくしていく、という目標がある。当面は主婦とちがつている」と発言し、これに対し国鉄の参加者は「だからこそいつしょにしなければならぬのです。お互いを理解するために」と応じている。また紙パ労連の参加者は、「正式にはあくまで主婦が主体で、組織労働者の婦人は協力機関になつたらどうか」と述べた。このことから主婦会と婦人対策部との距離の

---

(43) 同上、6頁。

置き方やその関係については種々の見解があって、同大会では必ずしも明確には規定されてはいなかったと思われる。

この論点については主婦の会と労働組合との関係を手がかりに、もう少しみることができる。主婦の会は、その設置の準備段階でもみた3つの「目的」—「(1)主婦会は労働運動を理解し、労働運動が主婦の台所と直接関係のあることを明らかにして、労働運動と密接な協力関係をつくる運動を展開します。(2)各家庭の生活環境を明るく、ひいては働く者の家庭の主婦の解放と労働運動が密接なつながりのあることを明らかにし、そのための運動を展開します。(3)民主主義を守り、平和な世の中をつることが子供の最大の幸福であることを知り、このための運動を労働者の主婦の立場から展開します。」<sup>(44)</sup>—のもとで結成が進められていたことからわかるように、労働組合との「密接な協力関係」を形成しようとしていたが、それは一面で、「主婦の解放」を労働組合との関わりで展開しようと考えていたことによるものである。例えば、「労働者の主婦が人間としての自分を解放するためには、どうしても労働運動を離れてそれがきでないことを自覚すること」<sup>(45)</sup>と記している。また、主婦の会は自らの会の「性格」を上述の目的(2)と関連させ次のようにも示していた。

「労働者の妻が自己の人間としての解放を希う婦人運動でもあります。

婦人運動は、婦人の人間としての男女平等と地位の向上を目ざして闘う運動ですが、このような目的をもつ婦人団体は他にもあります。主婦会が、同じ目的を□つこれらの婦人団体とちがう点は、労働者の解放なしには婦人の解放もないという立場を会としてハッキリ旗印にかかげ、労働者階級に属する労働者の妻として、その運動をおすすめていく点です。ですから、主婦会が他の婦人団体といつしよに活動する場合にも、主婦会の会員は常にこの立場から発言し、行動するところに特徴

(44) 同上、29頁。

(45) 同上、30頁。

があります。」<sup>(46)</sup>

主婦の会の会員である主婦たちは、労働者階級である夫の妻として存在するという点において、すなわちこれは夫婦、婚姻という関係を通じて自らを「労働者階級」と規定し、活動を行っていた。主婦の会がこのような認識での「労働者階級」という共通項をもつ限りにおいては女性労働者と共に労働運動ができるものと考えていたということである。その他にも、主婦の会が「働く婦人と手を結ぶため」という方針のもとでは具体的な呼びかけとして、「働く婦人と話し合いの場をつくり、互に理解を深めましょう」「生命を生み、育て、守る婦人の人間としての権利を全うするために、生休、産休などの大切なことを主婦の体験を通して話し合い、必要な行動を共にしましょう」「既婚婦人労働者のための保育所問題をともに、解決しましょう」「働く婦人のための身のまわりのサービス、例えば洋裁、あみもの、修繕などを手伝いましょう」「学習会、講習会、諸集会、歌の練習、ダンスパーティーなどをできるだけいつしょにしましょう」<sup>(47)</sup>を掲げ、「働く婦人」との交流の機会を意識し、活動を進めようとしていた。このことは、主婦の会と婦人対策部との隔たりを縮める要因の一つになっていたとも思われる。

しかし、すでに述べた会の「性格」や前頁の引用文、そしてこれらの呼びかけからもわかるように、主婦の会は「妻」「母」役割を担いつつ、労働者の「妻」役割に立脚しながら組合運動に関わっていた。そして、主婦の会と婦人対策部とで決定的に異なるのは、一方が男性労働者の妻であり、労働者ではなく、夫の低賃金をいかに高めるかということに強い関心をもち、そのために「主婦の自覚」を重要視していることであり、もう一方は労働者として（もち

---

(46) 同上、30・31頁。

(47) 総評主婦の会全国協議会準備会「全国協議会結成大会議案書」（1960年7月22・23日）、19頁。

ろん配偶者である場合もあるが)、組合活動では性別賃金格差を問題とし取り上げている者であるという点である。婦人対策部による男女同一労働同一賃金の要求が性別賃金格差是正運動を進める上で組合本部の賃金政策に対する「不満」ないしは「批判」的姿勢としても行われていたと考えるならば、2つの女性組織の立脚地点は異なっていたといえるのではないだろうか。つまり、労働組合における女性組織がその組織を構成する女性の置かれた社会的地位によって運動への関わり方が異なることもあるということを示すのである。

## 2 家計簿運動と「内職問題」の登場

総評主婦の会は、毎年開催される定期大会、物価値上げ反対運動（市場調査、ピラまき、署名活動）、社会見学（製造工場、放送局など）、家計簿学習、子どもを小児マヒから守る統一行動、高校全入運動、三川鉦災害追及抗議集会、保育所要求運動、内職大会、ベトナム侵略抗議集会、公共料金・諸物価値上げに反対するエプロン抗議集会などの活動をおこなっており、その活動が当時の社会的情勢を反映しつつ、広汎かつ多数の参加者を必要とするものであったことがわかる<sup>(48)</sup>。それは、主婦の会の組織者数が決して少なくないことを示す一例であろう。

こうした活動のなかでも、主婦の会は前述したように「労働運動を理解し、労働運動が主婦の台所と直接関係のあることを明らかにして、労働運動を密接な協力関係をつくる運動を展開」するとの「目的」に着目して、ここでは労働運動と「主婦の台所」の関連について検討してみたい。

この関連を象徴するのが主婦の会による家計簿の記帳の呼びかけである。この呼びかけは後に主婦の会が取り上げる「内職問題」と無関係ではないのである。この内職問題の浮上は、次節でも検討するが、1960年代を通じて主婦の会の主要な関心事であった、とともに活動の中心に次第に位置づけられていくと考えられる。そして本稿の第一次資料からみると、主婦の会が取り上げたこの時期

の内職問題の議論内容は、その関心の置き方、議論の範囲からみるとほぼ2つの重要な展開があったと考えられる。その第1は、60年の結成大会以後において、内職問題が夫の低賃金問題との関連で議論するものから、65年の第1回内

(48) 総評主婦の会の活動内容は例えば予算項目や決算項目（1967年現在）からも知ることができ、注資料で示した。

注資料 主婦の会の予算および決算（1967年度）

会計年度43. 6.1~44. 5.31（現在）

		予算(円)	決算(円)	
会 議 費		810,000	729,215	
	定期大会	100,000	82,775	活動方針、印刷、設営費
	幹事会	500,000	477,850	年3回交通費、宿泊費、日当
	常任幹事会	60,000	60,600	10回交通費、日当
	ブロック会議	150,000	107,990	9ブロック出張旅費、交付会、印刷代
専門対策費		630,000	558,435	
	内職大会	300,000	356,835	準備会4回、大会速記、会場、運営費、印刷費
	内職調査費	100,000	8,035	講師料、アンケート集計、アルバイト料、調査費
	物 価	150,000	111,815	米価闘争外物価に関する行動、動員費
	中央学習会	70,000	81,750	会場費、講師料、速記料費
生命を守る会	10,000	0		
教育宣伝費		1,100,000	934,796	
	主婦会新聞	950,000	736,446	No81~No92号、印刷代、発送費、
	主婦会だより外	150,000	198,350	主婦会だより外通達文書、等印刷費
事務局費		35,000	42,186	
	渉外費	20,000	23,900	他団体との共闘会議費
	事務用品費	5,000	2,660	帳簿3冊、領収書、請求書、その他
	通信費	10,000	15,626	祝電、速達料、電話代
人 件 費		961,328	636,997	
	給与手当	85,328	87,992	事務局次長（野村）給料、社保
	役員手当	36,000	42,000	前年度役員手当と本年度役員手当
	半専従手当	360,000	360,000	会長、事務局局長12ヵ月分手当
	諸 手 当	30,000	13,000	家計簿、モニター、謝礼
	交通費	100,000	78,430	通勤定期バス代外
	行 動 費	350,000	55,575	主婦会大会あいさつ等交通費、宿泊
団体分担金	30,000	25,000	日本母親、食管連、消団連、国際婦人デー	
予 備 費	20,000			
雑 費	30,184	121,038	本代、祝金、香典、プラカード作成、記念品、写真現像、焼付、その他	
沖縄派遣費		86,477	大橋オルグ沖縄参加費用	
合 計		3,616,512	3,134,144	

(出典) 「主婦会42年度決算報告」（総評主婦の会全国協議会「昭和四四年度活動方針(案)」, 22頁)。

職大会開催に象徴されるように多くの主婦がおかれた労働条件の劣悪さという点を含ませて議論されるようになったことである。第2は、資料では66年の第2回内職大会で、内職問題とともにパートタイム問題と法制度の整備についても議論されるようになったことである。もちろん、この2つの展開に重複が全くないということではなく、以上示した内容が新たに表出した点に着目することで、これらの傾向をみることができるのである。そこで、まず内職大会開催までの第1の展開の前までを主婦の会の家計簿運動の登場とともにみていきたい。

すでに60年の結成大会では、「労働者の主婦はますます内職で稼がねばならない」<sup>(49)</sup>として、夫の低収入を原因として妻の内職就労がもたらされていることを指摘する。つづく61年の第2回定期大会でも、出席者から内職に関わる発言がいくつかあがっている。それらを見ると、

「・富山（全鉦）の出席者「内職をしないですむ生活云々といわれるが、貿易自由化のあおりを強くうけている私達の所では、春斗でも四千円要求して三千二百円から千円ぐらいにとゞまり、ひどい低賃金をおしつけられている。こうした中では、主婦は日雇いで働いていて、主婦会にも集れたいし、安い内職でもかせいだ方がよいという考えで、ホームヘルパーをたのむ、というような立場ではない。そういう状態も考えて方針をたてたのかどうか聞きたい。」

・宮城（日通）の出席者「賃上斗争がはじまると、会社から、家族あてに押えてくれというような手紙がくる。そんな時は組合と一体になつて、封を切らずに一括返上したりしている。家計簿をつけていないため、話しあいの中で数字をあげて答えられなかつた弱さがあつたので、家計簿をつける運動にと

---

(49) 総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」（1960年7月21・22日）、33頁。



りくんだ。」

- ・日通（兵庫）の出席者「総評が足なみを揃えて、春秋の斗争の時、家計簿をつけてだすことをきめたらよいと思う。」
- ・全鋳（岩手）の出席者「娘にでも職がないので、編物の講習などして技術をおぼえさせたが、めいめいに少しでも多くもうけたいので、グループをつくつてやることはできなかつた。内職のあつせんをしない主婦会など不要という意見もあるほどで、内職を調査した資料などほしい。賃金の学習もやつたが、教授をよんでも経費が高くつくし、組合の役員にたのんでも組合用語をつかうので、むずかしくてわからない。賃金についての主婦会幹部用のパンフレットでもあつたらほしい。」
- ・愛媛（電通）「内職をせざるをえないような生活の実態の中では、婦人の低賃金の基礎になつている内職の賃金をあげることも必要だと思う。そういう運動をすることで、内職する人々との提携もすゝめられると思う。」<sup>(50)</sup>

というものであった。これらの発言は、夫の低賃金を背景として主婦が内職を余儀なくさせられているという、当時の低賃金に対する批判から内職への関心が生まれていたことを示している。このことと関連して家計簿の記帳の重要性も指摘されている。それは、夫の賃金がいかに低額であるかという実情を把握するための手段であったからである。そして上記の引用の他にも、「私たちは、内職しなくてもよい、まともな生活がしたいのです。それには、父さんの賃金を大巾に引上げてもらうことが何よりです。（中略—引用者）また、生活が苦しいといつても、何がどれだけ足りないのか、家計簿をつけていないと正確にいうこともできないし、正当な賃上げ要求を出すこともできません」<sup>(51)</sup>と述べ、家計簿の記帳が賃金要求の重要な手段となりえていた。

(50) 総評主婦の会全国協議会「第2回定期大会議事録」、9-14頁より抜粋。

(51) 同上、59頁。

家計簿への着目は、記帳を促す活動へとむかっており、会は第2回定期大会開催の前月にあたる6月12日に「家計簿打合せ会」を開き、7月12日には「主婦会家計簿」を発行している。そして家計簿を「生活を科学的につかみ、更に賃上げどきの交渉資料、また政府の家計資料をただず資料」<sup>(52)</sup>とのちに位置づけた。この運動はその後、「家計簿のつけ方講習会」（1961年11月22日）の開催や、そして遅くとも62年には11月と3月を「家計簿記帳月間」と定め、各県評主婦協の2名がその月の収支額（給料・内職、外食費・主食費・嗜好品費・教育費・税金・貯金等の項目）を記帳し、それらを総評が集計、公表している<sup>(53)</sup>。

だが、このような家計簿運動は日々の生活で家計簿をつけることによって夫の稼ぐ賃金に妻の関心をむけさせるという役割を果たしただけではなく、同時に内職に携わる主婦が決して少なくないという事実をも明らかにしたのである。例えば、「内職や残業をしないでくらししている人はほとんどありません。内職は、富士の裾野のように、日本産業の底辺にひろがっています。昨年の輸出総額のうち、内職と関係あるものの額は、全体の七・七%でした。主婦会の集りがふるわない原因の一つにも内職があります。それほど会員のほとんどが内職をしているのであう。（中略—引用者）内職も残業も、本給そのものが、あまりにも低すぎるからです。子供の教育、躰け、健全な家庭生活、夫の健康を守るため、内職や残業しないでも食べられるように、大幅賃上げが必要です」<sup>(54)</sup>というように、内職従事者の人数の多さを指摘する。さらに第3回定期大会（1962年8月2、3日開催）でも、内職の問題は討議にのぼり、会場の

(52) 総評主婦の会全国協議会「第三回定期大会資料」, 28頁。

(53) 家計簿の起源とその普及については中村（1993）を参照されたい。なお、本稿との関連からずれば、例えば、電産（日本電気産業労働組合協議会）や総評の賃金政策において、労働者の必要生計費の算定や必要生計費に接するほどに「低賃金」であるのかを家計簿を通じて明らかにしようとしていたことを考えると、戦後の家計簿普及には労働組合がとった賃金額算出の手段・方法の役割を軽視できない。

(54) 新聞「総評主婦の会」第27号、1963年5月20日付。

参加者からの「内職は是か非か」という質問に対し、当時の主婦の会副会長は「内職をしなければ生活できない状況なのですから、それをやめろということとはできないと思います」<sup>(55)</sup>と述べた。

定期大会でのこうした内職問題の浮上は先の引用からもわかるが、実のところ他にも背景が存在していた。主婦会が各地で多く発足したものの、その活動の前提となる出席は必ずしも奮うものではなかった。この点について、第3回定期大会の「第一分散会—主婦会の活動を活発にするために—」において、「主婦の会の集まりが悪い原因」として以下の意見が出されている。

- 「・生活を少しでも楽にするため、内職とか、働きにいつたりしなければならぬ主婦が多くなった。(全鉱, 全日通, 動力車)
- ・労働組合や主婦会に対する認識が薄く、何かおそろしい組織のように思っている人もまだまだいる事。(群馬)
- ・保守系の地域の婦人会に加入していて“家族会なんて”という考えをもっている人もいる事。(全日通, 北海道)
- ・婦人独特の微妙な感情問題(都職家族会)や着物の問題□も障害になつている事。(動力車)
- ・親組合や主人達の理解もまだ不十分な面がある事。(鹿児島, 動力車)
- ・小さな子供を抱えている人は、臨時託児所とか、安心して子どもを預ける所がないため、出席しにくい事。(東京)
- ・幹部には大なり小なり手当がでるが、一般の人にはない(殆んど)」<sup>(56)</sup>

この第一分散会では、各地の主婦会で内職への従事が原因の一つとなり、会員が活動に参加できない状況が明らかになり、また「第三分散会—主婦会組織

(55) 総評主婦の会全国協議会「第3回定期大会議事録」, 15頁。

(56) 同上, 17頁。

を強めるには一」では、会における内職者の増加が組織強化の障壁となっていると指摘されたのである。内職への従事は主婦の会の活動において深刻な問題となりはじめていた。それを裏付けるかのように、こうした状況の表面化に対し、内職者の間に端的ではあるが何らかの対応策をとろうという新たな動きが現れていた。それは、ある組織では主婦会で会費を募り、内職のために会合に出席できない会の役員に対して日当を支払うことで対応したという事例がある<sup>(57)</sup>。他にも、内職によって会合に出席できない者同士が一カ所に集合し、共同で作業をおこなうという「内職者同盟」や「内職部」を結成していたことである<sup>(58)</sup>。このような「同盟」は一カ所に集合することで請負業者が個々人の作業場を廻る手間を省き、内職者がその分の手当を得ることができるといふ利点をもっているという<sup>(59)</sup>。さらに主婦会主催の「運動会」を設けて、内職者が作業実演を披露するというものもあった。この実技披露は内職への関心を高め、従事者間の「共感」「連帯」を高めていたのかもしれないし、後述する内職大会という全国的な運動においても、従事者の作業報告という形でみることができた。

内職問題の浮上は、主婦の会が定期大会で年間活動を振り返るなかでも頻繁に言及されるようになり、そこでは「合理化のもとで内職をどうあつかうか」と題して、「資本の合理化攻撃の犠牲」である内職が「多くの労働者主婦の共通した問題でもあるにもかかわらず、個人の問題として処理されて」おり、これに対し、主婦会は「よりよい条件の団体による交渉」の必要性を主張している<sup>(60)</sup>。さらに、「合理化がひどくなると内職も精だしてしなければならない、これはなぜか、また自分たちのしている内職製品は大企業の下請品も多いが、

(57) 同上、24頁。

(58) 同上、23頁および新聞「総評主婦の会」第21号、1962年8月10日付。

(59) 新聞「総評主婦の会」第21号、1962年8月10日付および総評主婦の会「第二回内職大会資料」(1966・2)、15・16頁。

(60) 総評主婦の会全国協議会「第3回定期大会議事録」、52・53頁

安い内職工賃に比べ大企業の儲けはどうか」「内職の低賃金が労働者の低賃金のもとになつていないかなど」の「ギモンを主婦会でたえず話し合い、どうすればよいかをみんなで考えることを忘れてはならない」とも述べている<sup>(61)</sup>。このようにして内職問題は会全体で取り上げるべき課題として認識され、その取組を低賃金問題と関連させていくべきものとして位置づけられていくのである。

会の会員が内職に従事していることが明らかになるについて、彼女たちの中から内職者の「婦人労働者への仲間入り」を求める声があがる。63年5月12日、13日の第8回はたらく婦人の中央集会<sup>(62)</sup>の開催に際しては、「主婦会のお母さんの大半は家で内職しているのですが、この集会には姿をみせません。これはおかしなことです。内職する主婦も、働く婦人労働者の一員ではないでしょうか。ぜひ積極的にこの会合にも参加したいものです」<sup>(63)</sup>と述べる。内職者が「労働者」として認識しはじめたことは、単純に考えれば、自らも働き収入を得ているわけであり、内職者自身が婦人労働者と比べその経済的社会的地位や労働条件の格差を自覚する契機となったからであるといえよう。

他にも、「内職者の組織化」の声があがっており、64年の第5回定期大会の分散会での繊維労連委員長の呼びかけが存在する。その中では、「内職者はバラバラでなく、全日本家内労働者組合」の結成の必要性があることや<sup>(64)</sup>、また別の機会での「家内労働法をつくろう」という発言にも現れた<sup>(65)</sup>。これらの呼びかけは、「労働者」に適用される労働基準法の法的保護と権利を内職者や家内労働者に対しても適用するよう求めたものであった。

すでに内職問題への関心は、主婦の会の分科会での個人的発言から全国的な

---

(61) 同上、52・53頁。

(62) 「はたらく婦人の中央集会」については山田（1999）、51-56頁を参照されたい。

(63) 新聞「総評主婦の会」第26号、1963年4月20日付。

(64) 同上、第41号、1964年8月20日付。

(65) 同上、第45号、1965年2月1日付。

大会開催の要望へと高まりをみせはじめていたのである。

会の結成時において、内職が「夫の低収入」を背景として問題化され、主婦による賃金関連の知識修得の目的が夫の収入をいかに上げるかという関心であったことと比べると、60年代中頃にはこの問題の扱いは主婦自身の従事する作業条件へと重点が移っていったといえる。内職問題は内職に従事する主婦自身の問題として、さらに会の運動そのものを変容させるほどの意味をもちつつあった。そして、この変化が組織活動のあり方に反映され、より鮮明にみられるのは65年の内職大会の開催であった。

### III 内職大会の開催－1960年代後半

#### 1 内職と主婦の労働市場参入－概観

主婦の会は1965年の内職大会開催によって、内職問題を討議する場を得たわけである。そこでは内職の劣悪な就業環境をいかに改善していくかが話し合われ、そして主婦が内職からパートタイムへと流動することを背景としながら、会の運動に家内労働法制定や最低賃金引上げ要求が次第に含まれることになった。

まず、1960年代の内職がどのようなものであったのか概観しておきたい。いわゆる「内職」とは家内労働の範疇に含まれるものであるが、当時これらの規定は必ずしも明確ではなく、ましてやその実態把握、統計資料の整備、理論的実証研究にいたっては遅々としていたといわれる<sup>(66)</sup>。家内労働の本格的な実態調査の開始は、行政レベルでの家内労働政策を構築するために、59年11月の臨時家内労働調査会の発足からであるといえるだろう<sup>(67)</sup>。この調査会発足の背景にもなり、かつ内職が社会問題として注目を集めたのが59年夏のヘップサンダル中毒事件であった。この事件は、ビニール製サンダルの登場にもな

(66) 山本(1982), 111・112頁。

(67) 臨時家内労働調査会の発足以前にも、労働省から家内労働や内職に関する調査報告書が存在している。高橋・原田・湯沢(1991)参照されたい。

い<sup>(68)</sup>、接着の際に用いるベルゾール糊による中毒がサンダル製造者の間などで多く発生していたことが問題となって生じた。同年9月6日に東京葛飾区の主婦内職者がこのベルゾール中毒によって死亡し<sup>(69)</sup>、これをきっかけに内職への社会的、行政的な関心がより高まった。

では、統計上の不備を踏まえつつ、いくつかの調査結果から家内労働者数の統計的実態をみていこう。まず労働省労働基準局「家内労働主要資料」(1969年2月)の添付資料「家内労働の実情」(1968年調査)によれば、家内労働者数は約102万人(内訳は専門的的家内労働者約15万人、内職的的家内労働者約81万人、副業的的家内労働者約6万人)、委託者数は約8万1,000(内訳;問屋・製造業者約6万9,000事業所、仲介人約1万2,000人)と示されている。産業別の分布をみると、軽工業(繊維工業48.7%, 雑貨工業等31.0%, パルプ・紙・紙加工品製造業9.1%など)に9割以上が従事し、重化学工業(機械工業3.3% [内訳;電気機械具製造業2.4%, 医療・理化学・光学機械器具・統計製造業0.7%, 輸送用機会器具製造業0.1%, 機械・武器製造業0.1%], 化学工業1.4%)は1割にも満たない。家内労働の工賃をみれば、内職型(婦人・子供服等の縫製, ボタン付け, 刺繍など)の工賃が、專業型(漆器, 金属洋食器の研磨, メリヤス編立など)のそれよりも約2分の1の額である。ただしこの数値は単純比較である。

次いで労働省婦人少年局「内職就業基本調査報告」(1968年度調査)では、内職就業者数は280万6千人であり、全国推計は内職就業者数328万4千人となった。男女構成比は女性98.2%, 男性1.8%で女性によりほぼ占められていた。年齢別の内職就業者数は、割合の高い順から、30歳~34歳(対全内職就業者数24.2%), 40歳~49歳(同21.2%), 35歳~39歳(同18.1%), 25歳~29歳(同

---

(68) このサンダルはヘップサンダルといい、「スリッパの一種のミュール mule というバックレス(踵部分のないもの)のサンダル調履物で、アメリカ映画女優オードリー・ヘップバーンの名をつけたものといわれる」(服装文化協会編(1981), 382頁)。

(69) ベンゾール中毒事件については、例えば朝日新聞(1959年9月5日付), 同(1959年9月11日付), 同(1959年9月11日付, 夕刊), 同(1959年9月16日付)参照。

13.8%), 50歳～59歳 (同10.9%) となっており, 30代, 40代の女性が内職就業者の6割以上を占めた。工賃 (月収, 職業計) は, 4千円～6千円未満 (23.9%), 2千円～4千円未満 (20.6%), 6千円～8千円未満 (15.3%), 2千円未満 (10.6%), 8千円～1万円未満 (9.8%) で, 全体の8割が1万円未満であった。この平均工賃は, 事業所規模5人～29人の女性常用労働者の平均賃金 (「毎月勤労統計調査」(1968年), 「きまって支給する給与」) 2万5663円と比べれば2分の1以下となる。女性労働者の賃金が男性のその半分でであるとすれば, 内職者の工賃は男性の4分の1以下ということになる<sup>(70)</sup>。家内労働者数については, この二つの調査では後者が3倍近い数値を示す。さらに佐藤 (1971) で示す労働省労働基準局「家内労働概況調査」(1970年)<sup>(71)</sup>の家内労働者数の推移をみれば, 58年70万人, 62年85万人, 65年85万人, 69年143万人, 70年181万人となっており, 10余年の間にその数は2倍以上に増加していることがわかる。

よって, これらの調査結果からわかることは, 1960年代には家内労働者が少なくとも集計上100万人前後おり, そのほとんどが内職型の家内労働に従事し, かつ女性によって占められ, 増加傾向にあったということである。またその労働条件は臨時家内労働調査会の発足の必要があったということからも, 改善の余地を多分に残していた可能性が高いといえる。

他方で, 1960年代の労働市場では, 女性のパートタイム労働の増加が大きな変化の一つとしてあげられる。女性労働者について概観すれば, 従業上の地位別就業者の構成では家族従業員の雇用者への転換がおり, 61年には後者が前者をこえ, また66年には雇用者数が就業者構成の過半数を占めた。雇用者総数

---

(70) 同調査では, 就業日数は20～24日未満32.1%, 15～19日未満24.8%, 10～14日18.2%であり, 就業時間は4～5時間未満25.4%, 5～6時間未満22.9%, 2～4時間未満21.6%となっており, この点で労働者との単純比較はできないのであるが。

(71) 佐藤 (1971), 218頁。



は60年671万人、65年860万人、70年1086万人へと増加の一途をたどった。

その中でも有配偶の女性雇用者は、女性雇用者総数に対し1962年の29.3%から1970年には41.4%へと、増加したことがみてとれる（資料2）。また、いわゆるパートタイム労働者と呼ばれる週35時間未満の女性雇用者は、60年57万人、65年82万人、70年130万人と10余年の間に2倍以上増加している（資料3）。対前年増加率では60年9.6%、65年10.8%、70年9.2%であり、女性雇用者総数の対前年増加率（60年8.9%、65年4.7%、70年4.7%）を上回る数値で推移し、とりわけ65年から67年の3年間は連続して二桁台の高い伸びをみせている。この女性パートタイム労働者を企業規模別にみると、企業規模1人～29人での就労が過半数を占めた。また竹中（1989）では、「労働力調査」（1969）から、女性の臨時雇用において有配偶者が7割以上を占めていることを指摘する<sup>(72)</sup>。有配偶の女性がパートタイム労働者として小規模企業に参入し、増加していたのである。このような当時の労働市場の編成は主婦の会の活動に影響を与えずにはおかなかったといえるだろう。

## 2 内職大会と主婦自身の「変容」ーパートタイム労働との関連を含めて

1965年2月17日に「第1回内職大会」<sup>(73)</sup>が開催される。この内職大会では主婦の会活動への欠席の一要因である内職問題にいかに対応していくかが主要課題であったから、主婦の会は内職問題をまず表面化させることからはじめた。

大会には全国から約500人の主婦が集り、内職製品約100点が展示された。展示品のディスプレイは、70年の場合ではあるが資料4、資料5で示すような内

---

(72) 竹中（1989）、238頁。

(73) 内職大会は「主婦の春闘決起集会」とも呼ばれた。その理由は必ずしも明記されているわけではないが、内職者の賃上げ要求であったことや、開催日が春闘と同時期であったことによる（総評主婦の会「第三回内職大会資料」（1997・3）、3頁）。内職大会は1975年の第11回大会まで毎年開催され、76年から84年までは「内職・パート大会」、1985年以降に「家内労働対策を強化する全国集会」「パートタイマー全国交流集会」として開催された。

## 資料2 配偶関係別女性雇用者数の推移（非農林業）

単位：万人

	総数（構成比％）	未婚（構成比％）	有配偶（構成比％）	死別・離別（構成比％）
1962	769(100)	456(95.3)	225(29.3)	87.(11.3)
1963	797(100)	461(57.8)	247(31.0)	89(11.2)
1964	821(100)	460(56.0)	270(32.9)	90(11.0)
1965	860(100)	466(54.2)	300(34.9)	94(10.9)
1966	916(100)	487(53.2)	329(35.9)	100(10.9)
1967旧	954(100)	502(52.6)	351(36.8)	100(10.5)
1967新	989(100)	508(51.4)	378(38.2)	103(10.4)
1968	1,019(100)	515(50.5)	398(39.1)	106(10.4)
1969	1,038(100)	514(49.5)	417(40.2)	107(10.3)
1970	1,086(100)	524(48.3)	450(41.4)	112(10.3)

(出典) 総務庁「労働力調査」各年。

## 資料3 週35時間未満の女性雇用者週の推移（非農林業）

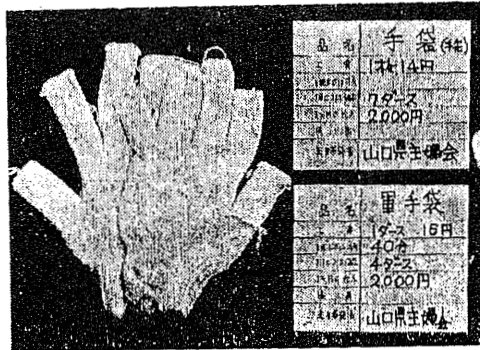
単位：万人

	雇用者総数				週35時間未満雇用者総数			
	総数	うち女性	対前年比 (%)	構成比 (%)	総数	うち女性	対前年比 (%)	構成比 (%)
1955	1,530	441	-	28.8	133	54	-	40.6
1960	2,106	639	8.9	30.3	133	57	9.6	42.9
1961	2,244	692	8.3	30.8	140	63	10.5	45.0
1962	2,421	762	10.1	31.5	159	66	4.8	41.5
1963	2,509	789	3.5	31.4	154	72	9.1	46.8
1964	2,601	813	3.0	31.3	153	74	2.8	48.4
1965	2,713	851	4.7	31.4	168	82	10.8	48.8
1966	2,833	907	6.6	32.0	179	92	12.2	51.4
1967旧	2,914	945	4.2	32.4	189	98	6.5	51.9
1967新	2,970	963	6.2	32.4	197	114	23.9	57.9
1968	3,063	1,003	4.2	32.7	198	112	-1.8	56.6
1969	3,114	1,020	1.7	32.8	200	119	6.3	59.5
1970	3,222	1,068	4.7	33.1	216	130	9.2	60.2

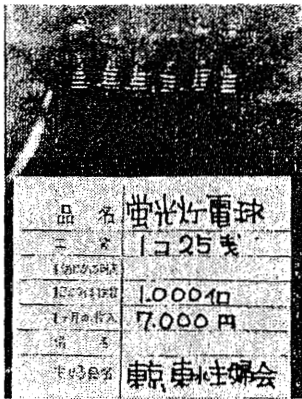
(出典) 総務庁「労働力調査」各年。

(注) 休業者を除く

資料 4



手袋から蛍光灯まで



(出典) 新聞「総評主婦の会」1967年3月1日付。

資料5 内職製品展示品及び工賃一覧表

単位：円

県評名	主婦会名	製品名	時給	1日給	月収
岡山	国労	自動車ゴム枠仕上げ	40～50円	225円位	3,500～4,500円位
〃	〃	ねんし編	80円	400円	8,000円
〃	〃	靴中底印刷	128円	500円	13,000円
東京	都職	電気コードハンダ付	100円	500円(5時間)	10,000円(20日間)
〃	日通	トランジスター部品仕上げ	80円	560円	11,200円(20日間)
〃	動労	セーター刺しゅう	1枚120円	360円	7,200円(20日間)
滋賀	*	ブラジャー	130円	不定	8,000～10,000円
〃	全日通	文化帯縫い	56円	560円	11,200円(20日間)
〃	京都	値札作り	28円	140円	2,800円(20日間)
山梨	動労	印伝財布仕上げ	150円	1,000円	20,000円
〃	*	障子紙の包装	90～100円	500～600円	10,000～12,000円(20日間)
〃	*	チリ紙包装	80～90円	400～500円	8,000～10,000円(20日間)
熊本	動労	セーター編み	55円	330円	7,000円
秋田	全通	ショール編み	50円	300円	9,000円(20日間)
〃	〃	毛糸キツネの襟巻	50円	300円	9,000円(20日間)
富山	昭電	サロン前掛	104円	550円	8,000円
〃	〃	子供ベスト毛糸編み	85円	340円(4時間)	6,800円
〃	〃	子供セーター〃	95円	480円(5時間)	9,600円
〃	〃	手さげ袋	99円	594円(6時間)	8,900円
埼玉	*	毛糸敷物	85円	500円	8,000円
岩手	県南バス	ラジオスイッチ部分	37円	185円	3,700円
鹿児島	*	大島紬の反織り	140円	800円	16,800円(20日間)
福岡	西鉄	セーターの袖	28円	210円	4,000～5,000円
大阪	全日通	財布・口金	60円	300円	7,500円(25日分)
栃木	全専売	サイケ・ドンキー(おもちゃ)	105円	420円(4時間)	10,500円

(出典) 新聞「総評主婦の会」1970年3月1日付。

(注) \*印は記載事項なし、引用者の加筆である。

職製品とその工賃表が付された。会場では、「どんな内職を・なぜするのか・どうすればいいのか」という12人の内職者による報告や実際の内職作業内容・条件が発表された<sup>(74)</sup>。寸法直しの作業は1日ズボン3本で月7千円、造花作りは1個60～80銭で月3千～6千円、刺繍作業の10年経験者が1日150～200円、封筒の宛名書き作業で100枚40円（100枚／1時間）で月2千円位がその一例である。

内職大会の開催は主婦の会のこれまでの運動と異なる点をもつ。それは、「家の中でお父さん春闘がんばってと叫んでいた段階から、自分たち主婦のかかえている内職をとりあげ、春闘に立ち上ったことは大きな前進。とくにたのまれたり押しつけられたとの<sup>75</sup>と異り、主婦の要求から春闘に立ち上ったことは大きな意義がある」<sup>(75)</sup>と記すように、<sup>76</sup>自らの就労条件を大会の主たる検討課題とした点においてである。当時、主婦の会会長（国労）が主婦の内職について「今のままで内職を野放しにすることは、大きな社会も<sup>77</sup>んだいです。少なくとも内職をだす会社に対しては、作業の危険性や最低工賃を規制して内職者を守る法をつくるのが大切です」<sup>(76)</sup>と述べるように、社会運動の必要性を訴えるまでに展開していくのである。内職大会を一つの契機として、それまでの議論で内職者の低工賃を批判するというだけでなく、さらに一歩進んで劣悪な労働条件を改善し、規制を求める法制度の確立を目指そうとしたのである。第1回内職大会が3つの要望—「家内労働法をすみやかに実施すること」「当面の目標としてもっと積極的に内職行政を拡充すること」「臨時家内労働調査会の活動を積極的に展開すること」—と記した「要請書」を手に、大会の終了後に労働省へとデモ行進して幕を閉じたことは、このことを象徴している

(74) 総評主婦の会全国協議会編（1989）、16頁。

(75) 新聞「総評主婦の会」第46号、1965年3月1日付。

(76) 同上、第45号、1965年2月1日付。

(77) この大会以降、各地域でも類似の内職大会が開かれ、65年には大阪内職大会（3月）、愛知内職大会（4月）、東京都職労主婦の会内職大会（5月）、大分電通家族会バザール展（8月）、山口県主婦協第1回内職大会（9月）、大分第1回内職大会（10月）、66年には新潟県主婦協内職大会（2月）、福島県評主婦協第1回内職大会（4月）などがあげられる（総評主婦の会全国協議会編（1989））。

といえる<sup>(77)</sup>。

第2回内職大会（1966年2月28日、於・久保講堂）は、前年の大会参加者の2倍にあたる1,000人が会場をうめた。この大会で特筆されるべきは、パート労働や臨時工を内職と共通する問題として扱い、話し合ったことである。同時期の新聞「総評主婦の会」でも、「社宅や団地、都営住宅などの住宅街が日中はひっそりと静まっています。団地の中は人っ子ひとり通りません。大部分の家族が不在なのです。あがる物価に追いまくられてはじめた内職ですが、夜なべしてまで1日一五〇～三〇〇円、あまりの低さにむりしをしても、少し子どもが大きくなると、みんなおもての仕事パートや日傭に出るようになったのです」<sup>(78)</sup>という記事を掲載し、パートの労働条件（賃金、労働時間）や家族構成などの個人事例として一面に大きく取り上げた。それは内職者のパートタイマー化が明らかに生じていたからであった。主婦の会が「内職・パートのアンケート調査」を実施し、その結果が第2回大会以降の大会資料に添付したことも関連しているといえよう。とくに、最初の調査と思われる65年末実施の「内職アンケート」では、416名の回答から、「多くの主婦が内職やパートに手を出し、それによつてどうにか生活を支えているという実状」が明らかとなった。と同時に、主婦の内職従事が会の活動に支障をきたしたと同様に、パートタイム労働によつても、「主婦会活動も鈍りがちになり、組織の強化拡大にも少なからず支障をきたしている」という状況が示されたのである。

主婦のパートタイマー化に対する関心は、第3回内職大会（1967年3月9日、10日、於・山手協会）の4つの分科会<sup>(79)</sup>—第1分科会「内職と組織づくり」、第2分科会「内職工賃と労働条件」、第3分科会「内職と保健・育児・子供の教育」、第4分科会「パートについて」—の設置からもわかるように、内職労働者の組織化、内職の労働条件を中心に議論されながらも、パートタイマーの組

(78) 新聞「総評主婦の会」第56号、1966年2月1日付。

(79) 総評主婦の会全国協議会「第三回内職大会資料」（1967・3）、2頁。

職化、内職者とパート労働者の保育所運動をも範疇に入れていた。この第4分科会には60名が参加しているが、うち13名がパートタイマー、6名が女性労働者であった。そこではパートの作業内容、労働条件（賃金、労働時間）に関する個人報告で、「一般勤務と変わらないが保障はない」という現状が語られた<sup>(80)</sup>。こうした現状への対処として、「パートはすでに家内労働法の枠をはみ出ているため、組合の人たちとも話しあい、全国最低賃金制の一律化に目を向けてゆこうということになった」<sup>(81)</sup>として、最賃制定運動の必要性を主張したのであった<sup>(82)</sup>。

主婦の会のパートタイム労働への関心は、内職大会の「合い言葉」等の変遷からも読みとれる。資料6に示すように、69年の「申合せ」に「パートタイム労働」という言葉が登場している。主婦のパート労働者化が進行していることは、主婦自身が認識していることで、「若年労働力の不足は主婦労働力への依存度をますます高めてきました。（中略—引用者）教育費と物価高にあえぐ主婦はパートにとびつき婦人労働者の代りをつとめています」<sup>(83)</sup>と述べる。それ

---

(80) 新聞「総評主婦の会」第67号、1967年3月1日付。なおこの分科会での討議項目は「イ. どういうパートをしているか、内職経験はどうか、なぜ内職からパートに移つたか、内職に比べどういう点が有利か、パートをするに至つた経路 ロ. 時間当りいくらになるか、パート収入と家計との関係、なぜパートをするのか ハ. パートをしている職場には労働組合があるか、パートタイマー・労働組合員との割合はどうか 二. 労働災害、その他社会保障はどうか ホ. パートの経験を生かし、婦人労働者として働くことについて、どう考えるか ヘ. 留守中の子供の教育もんだい、保育所づくり、夫との協力関係など、パートとくらしのもんだいについて」を予定していたが、管見の資料ではその討議内容を明らかにできなかった。

(81) 同上、第67号、1967年3月1日付。

(82) 総評主婦の会による最低賃金制の要求運動については、総評婦人対策部及び総評本体の最低賃金運動と関連させて別稿にて論じたい。ここでは主婦の会の内職問題の提起が、1960年代後半には最低賃金制運動へと展開する事実を記すに止めておく。なお、内職問題に係わる法制度は、第5回内職大会が開催された1週間後の2月21日に、労働省の「家内労働法案」要項が発表され、翌70年5月16日の家内労働法公布（同年10月1日施行）されている。

(83) 総評主婦の会全国協議会「第四回内職大会資料」（1968・3）、2頁。

## 資料6 内職大会の「合言葉」・「申しあわせ」等

## 第2回内職大会（1966年）の「合言葉」

紙に書いて契約しましょう。  
 安い内職はやめましょう。  
 グループで仕事をしましょう。  
 家内労働法制定の署名運動をしましょう。  
 地域で内職大会を開きましょう。

## 第3回内職大会（1967年）の「7つの申しあわせ」

お父さんと一緒に春闘大巾賃上げをたたかきましょう  
 工賃は時間給で最低75円を要求しましょう  
 内職工賃はグループで交渉し、紙に書いて契約しましょう  
 内職には税金はかけないように要求しましょう  
 地方地域で内職大会を開きましょう  
 内職友の会の組織をつくりましょう  
 政府に家内労働法制定を要求しましょう。

## 第4回内職大会（1968年）の「申しあわせ」

1. お父ちゃんといつしょに春闘1万円をたたかいとりましょう。
2. お父ちゃんといつしょに最賃の闘いをすすめましょう。
3. 内職工賃は時間給でもらしましょう。
4. 68春闘で内職の最低工賃1時間90円を要求しましょう。
5. 内職はグループでやり、紙に書いて契約しましょう。
6. 地方地域で内職大会を開き、運動をひろげましょう。
7. 内職に税金をかけたたり、扶養手当をはずさないよう要求しましょう。
8. 内職者の権利を守る家内労働法の制定をしましょう。

## 第5回内職大会（1969年）の「申しあわせ」

1. お父さんと一しょに春闘1万円以上賃上げをたたかきましょう。
2. 工賃は時間給で最低100円以上を要求しましょう。
3. 内職はグループや友の会をつくり、パートは要求でこしょうしましょう。
4. 内職に税金をかけないように政府や自治体に要求しましょう。
5. 最低工賃をきめ、不払、長時間労働、安全衛生、労働災害から守られる家内労働法を要求しましょう。
6. 地方地域で内職大会をひらき、内職、パートの権利を守りましょう。

## 第6回内職大会（1970年）の「申しあわせ事項」

1. お父さんと一しょに春闘1万円以上賃上げをたたかきましょう。
2. 工賃は時間給で最低150円以上を要求し、パートは200円に引き上げましょう。
3. 内証はグループや友の会をつくり、パートは組合をつくりましょう。
4. 内職に税金をかけないように政府や自治体に要求しましょう。
5. 最低工賃をきめ、不払・長時間労働をなくし、安全衛生、労働災害から守られる家内労働法を制定させましょう。
6. 地方地域で内職大会をひらき、内職・パートの権利を守りましょう。
7. 地方家内労働審議会に内職者の婦人代表を必ず入れましょう。

（出典）総評主婦の会全国協議会「内職大会資料」各回。



は高度成長期にみられた労働力編成の一つの特徴を示すものでもあった。

主婦の会はパートタイム問題について総評婦人対策部へ対策の喚起を促してもいたようであるが、その婦人対策部の対応をみると、第6回内職大会（1970年2月18日、19日、於・国労会館、参加者350人）の分科会「パート」に助言者として出席した総評婦人対策部長の発言では、「総評もパートの取組がおくれています。昨年の大会に始めて出た<sup>ママ</sup>ところで具体的なところまですすんでいません。調査中の段階です」<sup>(84)</sup>という状況であった。

1960年代後半にみられたパートタイムの増大は、内職者のパートタイム労働者への流動をもたらし、再び主婦の会の活動内容にも影響を及ぼした。それは、内職者に関連する労働行政の確立と法整備の要求にまで展開した「内職問題」から「パートタイム問題」へという、会の活動を今まで以上に広げせざるを得ないということでもあった。

## む す び

以上、述べてきたことをまとめれば次のようになる。

主婦の会は、1950年代後半に労働組合への協力を担う組織として総評組織部を中心に構想され、60年に結成大会の開催を迎え誕生する。当初の会の活動では、「労働運動と主婦の台所との直接関係」や「労働組合との密接な関係」が重視されていたことはその活動目標からうかがえ、このことは夫の賃金をいかに引上げるかということと結びついていた。いうまでもなく、それは「家族を養う夫と養われる妻」という関係を前提とするものであり、また夫の賃金で家族を養おうとする家族賃金イデオロギーに基づくものに他ならなかった。

主婦の会は夫の低賃金の実態を把握するための手段として家計簿運動を推進し、このことが、結果的に、主婦の会の会員の多くが内職に従事せざるを得な

---

(84) 新聞「総評主婦の会」第101号、1970年3月1日付。

い状況をも明らかにした。内職は会員の主婦の会活動への参加の低迷をもたらすという点でも、会にとっては見逃すことのできない問題であった。

その後、内職問題をめぐる議論は以下のような展開をみせた。それは、内職問題を夫の低賃金問題と結びつける立場から、内職の就業条件の劣悪さ自体を問題にする立場への視点の転換であり、さらに内職の劣悪な就業条件を法制度（家内労働法、最低賃金法）の整備により改善しようとする運動へと展開した。このようにして、内職問題は逆に主婦の会の活動そのものの活性化に結びつくことになった。

以上のような主婦の会の活動の変遷から示唆されるのは、次の点である。まず、主婦が労働者である夫の妻として労働運動に参加することと、内職労働者としての利害を主張することとの間にある微妙な立場の食い違いである。主婦たちの就業形態はやがて内職からパートタイム労働者へも移っていくのであるが、するとその立場の相違は一層顕著になる。彼女たちはパートタイム労働者として一般労働者との労働条件の格差に直面し、そこから改めて労働条件の改善を要求することになった。当然その要求は、それまでの男性労働者である夫の賃金の引上げ、という視点とは異なる立脚点にたつこと意味していた。もっとも、以上は必ずしも当時の彼女たちの運動が、家族賃金イデオロギーの否定まで行きついたことを意味するものではない。主婦の会の存在自体が、「夫の賃金によって家族が養われる」のを当然とする家族賃金イデオロギーを前提とするものである限り、その否定まで達することは困難だったからといえるであろう。

他方で、主婦の会が内職労働やパートタイム労働の労働条件の改善に取り組んだことは、会の発展にとっては重要な役割を果たした。当初、会の構成員に内職労働者が増加することによって組織活動の停滞に悩んだ主婦の会は、逆に、これを契機に内職大会を開催することで60年代の運動を発展させることができたのである。それは主婦の会が、内職者やのちのパートタイム労働者の増加と

いう当時の労働力編成の変化にともなう問題に積極的に対処しようとしたことを意味しており、同時に単なる「労働者の妻」という当初の自己の定義から自分自身が労働者という認識へ一歩足を踏み出したことも意味している。この点は運動主体としての重要な要素に数えられるのではないだろうか。

さらに、主婦の会の運動の以上のような展開は、総評の組合運動全体との関わりで新たな問題提起をもたらすことになったのではないだろうか。というのは、当時の総評やそこに集結する労働組合が、以上のような内職問題やパートタイムの問題にどの程度関心を持ち、その労働条件の改善にどのような視点から取り組んだのかということと関連するからである。もちろん、本文でみた女性労働者の組織率の高い繊維産業の組合であった繊維労連が進めた未組織労働者の組織化や総評の最低賃金制要求運動にみられるように、直接的、間接的に取り組んでいたとしても、なおこの点についての労働組合運動としての不十分性が存在しているのではないかと思われるのである<sup>(85)</sup>。本論から考えられることは、当初、総評では主婦は労働者である夫の妻として組合運動に協力し参加することを期待されていたことからすれば、内職問題やパートタイム問題は労働運動の課題というよりも「主婦」の問題にすぎない面をもっていたのではないだろうか。したがって、これらの問題が主婦の会での議論として高まれば高まるほど、逆に、その議論の枠に押し込められる可能性を内包する総評の組織構造があったのではないだろうか<sup>(86)</sup>。つまりこのことはまさに「主婦の」内職労働者化、パートタイム労働者化であったという側面、すなわち高度成長期の女性の労働力編成のあり方を通じて生じる総評の組合運動、組織におけるジェンダー・バイアスの一つの表出を意味するのではないだろうか。

内職やパートタイムの問題が労働運動の主要課題として提起されるためには、

---

(85) 高木 (1976), 173-177頁。

(86) Trebilcock (1991), 417-419頁。

総評や総評婦人対策部による取組が不可欠であるが、いずれにしてもそれは家族賃金イデオロギーと抵触するが故に、困難を極めるであろうことが予想されるのである。

### 引用・参考文献

- ウエスト, J. (1984) 「女性と性と階級」 A. クーン・A. ウォルプ (上野千鶴子・千本暁子・姫岡とし子・児玉佳与子・矢木公子・渡辺和子訳) 『マルクス主義フェミニズムの挑戦』 勁草書房
- 氏原正治郎 (1966) 『日本労働問題研究』 東京大学出版会
- 遠藤公嗣 (1995) 「労働組合と民主主義」 中村政則・天川晃・尹健次・五十嵐武士編 『戦後日本 占領と戦後改革 第4巻 戦後民主主義』 岩波書店
- 大河内一男・氏原正治郎編 『講座 労働問題と労働法 第1巻 労働組合の組織と運営』 弘文堂
- 角岡伸彦 (1996) 「転機を迎えた“履物のふるさと” —奈良県御所市のヘップサンダル産業」 『部落解放』 第411号
- 鎌田哲宏・鎌田とし子 (1993) 『日鋼室蘭争議三〇年後の証言』 御茶の水書房
- 栗田健 (1994) 『日本の労働社会』 東京大学出版会
- 佐藤正美 (1971) 「現代家内労働問題—高度成長下における家内労働者の性格と実態」 『季刊 労働法』 第82号
- 清水慎三編 (1982) 『戦後労働組合運動史論—企業社会超克の視座』 日本評論社
- 全国三井炭鉱労働組合連合会編 (1954) 『英雄なき—三日の斗い』 労働旬報社
- 総評主婦の会 (1962) 「家計から見た「春闘」は」 『月刊総評』 1月号
- 総評主婦の会全国協議会編 (1989) 『総評主婦の会30年譜』
- 『総評四十年史』 編纂委員会編 (1993) 『総評四十年史 第1巻・第2巻・第3巻』, 第一書林
- 高木郁朗 (1976) 『春闘論—その分析・展開と課題』 労働旬報社

- 高野実 (1977) 「職場大衆に根ざし家族ぐるみ闘争へ」『高野実著作集 第3巻』拓殖書房
- 高橋久子・原田冴子・湯沢雍彦編 (1991) 『戦後婦人労働・生活調査資料 労働篇(1)内職(1)・労働篇(1)(2)』クレス出版集
- 竹中恵美子 (1989) 『戦後女子労働史論』有斐閣
- 千種達夫 (1962) 「内職者と労働組合」『ジュリスト』臨時増刊号, 6月号
- 戸塚秀夫・中西洋・兵藤剣・山本潔 (1976) 『日本における「新左翼」の労働運動 上・下』東京大学出版会
- 中村隆英 (1993) 「家計簿からみた生活史—その意図と概観」中村隆英編『家計簿からみた近代日本生活史』東京大学出版会
- 日本労働組合総評議会婦人対策部編 (1976) 『総評婦人二十五年の歴史』労働教育センター
- 二村一夫 (1994) 「戦後社会の起点における労働組合運動」坂野潤治・宮地正人・高村直助・安田浩・渡辺治編『日本現代史 構造と変動 4 戦後改革と現代社会の形成』岩波書店
- ビーチ, V. (高島道枝・安川悦子訳) (1993) 『現代フェミニズムと労働』中央大学出版部
- 兵藤剣 (1981) 『現代の労働運動』東京大学出版会
- 兵藤剣 (1997) 『労働の戦後史 上・下』東京大学出版会
- 服装文化協会編 (1981) 『増補版 服装大百科事典 上巻』文化出版局
- 藤田若雄 (1957) 「家族組合」大河内一男・氏原正治郎編『講座 労働問題と労働法 第1巻 労働組合の組織と運営』弘文堂
- 藤村博之 (1993) 「労働組合女性役員の国際比較」高島道枝編『現代の女性労働と社会政策 社会政策学会年報 第37集』御茶の水書房
- 三池炭鉱労働組合十年史編纂委員会編 (1956) 『みいけ十年』労働旬報社
- 三井禮子 (1963) 『現代婦人運動年表』三一書房

山田和代 (1997) 「電産賃金体系における「年齢」と「家族」」大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所雑誌』第461号

山田和代 (1999) 「労働組合婦人部の「男女同一労働同一賃金」要求—高度成長期の総評婦人対策部を事例として—」筑波大学『経済学論集』第40・41合併号

山本正治郎 (1982) 「家内労働の現状と問題点」中条毅編『現代の雇用問題』総合労働研究所

ローバトム, S.・L. シーガル・H. ウェインライト (澤田美沙子・坂上桂子・今西仁司訳) (1989) 『断片を越えて—フェミニズムと社会主義』勁草書房

労働争議史研究会編『日本の労働争議』東京大学出版会

総務庁「労働力調査」各年

労働省「毎月勤労統計調査」(1968)

労働省 (1982) 『労働行政史 第三巻』労働法令協会

労働省労働基準局 (1969) 「家内労働主要資料」(1969年2月)

高橋・原田・湯沢編 (1991) に所収。

労働省婦人少年局 (1969) 「内職就業基本調査」(1968年調査)

高橋・原田・湯沢編 (1991) に所収。

「朝日新聞」1959年9月5日付, 1959年9月11日付, 1959年9月11日付(夕刊), 1959年9月16日付

Cunnison, S. (1987) 'Women's three working lives and trade-union participation', in Allatt, P., T. Keil, A. Bryman & B. Bytheway, *Women and the Life Cycle—Transitions and Turning-Points*, St. Martin's Press

Cunnison, S. & J. Stagemen (1993) *Feminizing the Unions*, Avebury

Kirton, G. & G. Healy (1999) 'Transforming union women: the role of women trade union officials in union renewal', *Industrial Relations Journal*, 30-1

Rees, T. (1992) *Women and the Labour Market*, Routledge

Trebilcock, A. (1991) 'Strategies for strengthening women's participation in trade union leadership', *International Labour Review*, 130-4

Walton, J. (1991) 'Women shop stewards in a county branch of NALGO', in Redclift, N. & M. T. Sinclair, *Working women—International perspectives on labour and gender ideology*, Routledge.

ウォルトン, J. (1994) 「労働組合とジェンダー」シンクレア, S.・N. レッドクリフト編 (山本光子訳) 『ジェンダーと女性労働—その国際ケーススタディー』 柘植書房

(総評主婦の会第一次資料)

「主婦の会資料 各主婦会規約・活動方針集」(1960年3月7日)

「主婦の会資料 全国家族組合代表者懇談会」

新聞「総評主婦の会」各号

総評組織部「『総評主婦の会』の組織化促進について」(1958年6月13日)

総評組織部「総評主婦の会のすすめ方」(1959年11月2日)

総評組織部「総評主婦の会全国協議会第一回準備会資料」(1960年4月11日)。なお同資料は15-18頁まで欠如していた。

「総評主婦の会全国協議会規約」

総評主婦の会全国協議会「総評主婦の会全国協議会結成大会議事録」(1960年7月21・22日)。なお同資料は35-38頁まで欠如していた。

総評主婦の会全国協議会準備会「全国協議会結成大会議案書」(1960年7月22・23日)

総評主婦の会全国協議会「第2回定期大会議事録」

総評主婦の会全国協議会「第3回定期大会議事録」

総評主婦の会全国協議会「第三回定期大会資料」

総評主婦の会全国協議会「一九六三年度活動方針(案)」

総評主婦の会全国協議会「第二回内職大会資料」(1966・2)

総評主婦の会全国協議会「第三回内職大会資料」(1967・3)

総評主婦の会全国協議会「第四回内職大会資料」(1968・3)

総評主婦の会全国協議会「第5回内職大会資料」(1969・2)

総評主婦の会全国協議会「昭和四三年度活動方針(案)」

総評主婦の会全国協議会「昭和四四年度活動方針(案)」

総評主婦の会全国協議会「昭和四五年度活動方針(案)」

日本労働組合総評議会組織部「総評主婦の会全国協議会第一回準備会議事録」

(1960年4月19日)

General Council of Trade Unions of Japan (1959) 'TRADE UNION MOVEMENT OF JAPAN' *Sohyo News*, no.145